

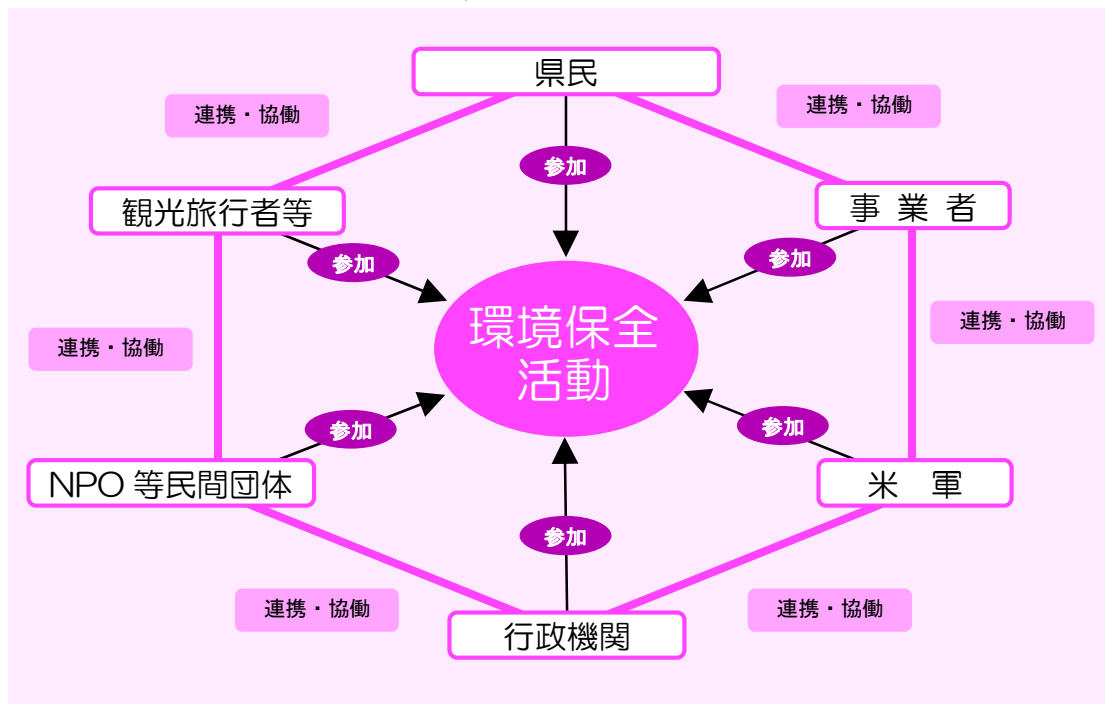
# 第4章 各主体の役割及び環境への配慮指針

## 1. 各主体の役割

『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現には、本県で暮らす一人ひとりがライフスタイルを見直し、身近なところから環境の保全に取り組むとともに、事業者も資源循環型社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取組を進めることが求められています。

近年では、様々な環境に関わるNPO等民間団体の役割の重要性が増しており、県民や事業者と連携した積極的な環境活動への取組が期待されています。また、県民に最も身近な自治体である市町村には、その地域特性に応じた環境の保全のための施策を進めていくことが期待されています。

本県では、行政や県民、事業者のほか、県人口の約3%を占める米軍及び米軍関係者や観光旅行者等も含めて、様々な主体が自らの責務や役割を認識し、連携・協力して環境保全活動に参加していくことが必要です。



## 1-1 行政機関

県は基本計画に基づき総合的かつ効果的に環境の保全・再生・創造のための施策を推進します。また、事業者、県民、NPO等民間団体、観光旅行者等及び米軍の各主体が自主的、積極的に環境保全活動に取り組めるよう各主体の役割及び環境への配慮指針を提示するとともに、各主体への啓発活動への取組を推進します。また、社会資本整備等による環境保全対策の活動基盤の充実、その他の環境保全活動促進のための支援を行います。

なお、本県に占める広大かつ過密な米軍基地の存在・運用は、周囲の県民生活や自然環境等と深く関与していることから、県としても、米軍に対し、その役割の重要性や環境への配慮等について、継続的に要請していきます。

環境の保全・再生・創造を推進するためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要となってきました。

このため、市町村ではそれぞれの地域特性に応じて、環境の保全・再生・創造に関する総合的な計画等の策定を行うとともに、県、事業者、県民、NPO等民間団体、観光旅行者等及び米軍と協力・連携した取組を推進することが必要です。

## 1-2 事業者

経済活動の大きな部分を占める事業者の取組は、環境の保全・再生・創造の推進にとって特に重要であり、様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用、廃棄物の削減及びリサイクル等の推進、生産工程や流通過程からの環境への負荷の低減など積極的な取組が必要です。

## 1-3 県民

近年、環境意識が高まり、廃棄物・リサイクル問題、省資源・省エネルギー問題などに配慮した生活を送り、NPO等民間団体の活動に参加する県民は増えてきています。しかし、依然として県民の日常生活に伴って生じる環境負荷は大きいことから、県民の生活様式を環境に配慮したものに転換するなど、環境負荷の低減を図ることが必要です。

## 1-4 観光旅行者等

恵まれた自然景観や独自の文化・歴史等、魅力ある観光資源を有する本県には毎年多くの観光旅行者が訪れており、ダイビングやレジャー、自然との触れ合い活動等を楽しんでいます。本県では平成33年度(2021年度)までの入域観光客数の目標値を1,200万人と掲げていることから、今後も観光旅行者数は継続的に増加していくものと見込まれます。

短期及び長期滞在に関わらず、観光旅行や業務等の目的で県内に一時的に滞在する人は、各自の行動において環境への負荷の低減や環境保全等に努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全・再生・創造のための施策に積極的に参加・協力することが必要です。

## 1-5 NPO 等民間団体

県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行っている本県のNPO等民間団体は、それぞれの専門性や特徴を活かしながら、自然保護活動や環境美化活動、緑化活動など、様々な啓発・普及活動を幅広く且つ率先的に行っており、草の根運動やアジア諸国及び途上国への国際協力など、きめ細やかな活動も展開しています。

地域の課題や特性などを十分に踏まえながら、環境保全に関する取組を柔軟にきめ細かく進めていくためには、様々な活動を公益的視点から組織的に行なっているNPO等民間団体の果たす役割が、より一層重要となっています。

このため、NPO等民間団体においては、自主的かつ積極的に環境保全活動の推進を図るとともに、他の団体や行政、事業者、県民との連携・協働により新たな地域環境づくりを進めることが期待されます。

## 1-6 米軍

本県には広大な米軍基地が存在し、米軍基地面積は、我が国の米軍専用施設の約7割を占めています。

日常的に発生する航空機騒音による基地周辺住民の健康への影響や、戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故、油脂類・赤土等の流出、実弾演習による山林火災など、米軍基地に起因する事件・事故等が継続的な問題となっています。

米軍基地及び基地周辺地域には、多くの米軍人・軍属・家族が生活しており、県民の生活環境や自然環境とも広く関連していることから、米軍の組織としても、米軍関係者各個人においても、本県の環境の保全・再生・創造に関する施策への積極的な参加・協力が必要です。

## 2. 主体別配慮指針

行政機関、事業者、県民、観光旅行者等、NPO等民間団体及び米軍は、一人ひとりの日常生活や事業活動による環境負荷の増大が地域環境、地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、個人の意識改革とともにライフスタイルや社会システムの変革に向けた取組を行うことが重要です。

このため、各主体は以下に示す環境への配慮指針を参考に積極的に行動する必要があります。

### 2-1 行政機関

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各種事業の実施において、エネルギーの有効利用や汚染物質の排出抑制等により、環境負荷の低減に配慮する。</li> <li>◆各種事業の実施やオフィス活動において、循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進する。</li> <li>◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業の導入及び水の有効利用等により、環境負荷の低減に配慮する。</li> <li>◆地域の社会経済活動による環境負荷を低減するための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発や対策等の各種施策を策定、実施する。</li> </ul>
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保、自然との触れ合いの場の確保等を図るための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発等に関する各種施策を策定、実施する。</li> <li>◆各種事業の実施において、環境影響評価等の実施により水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保等に配慮する。</li> <li>◆保全緑地、公園、道路、公共施設内等の公共用地での緑化を進める。</li> <li>◆河川整備において、多自然川づくりにより生物の生息空間に配慮する。</li> <li>◆公共施設等の設置において、地域の歴史的風土や景観に配慮する。</li> <li>◆地域で育まれた歴史、文化、風土などの特性を生かした魅力ある地域づくりに向けた取組を推進する。</li> <li>◆自然環境に配慮した土地利用を進める。</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域における各種事業の実施にあたり、本計画に定める「事業別配慮指針」及び「圏域別配慮指針」、「自然環境の保全に関する指針」に沿って、環境の保全・再生・創造に関する取組を推進する。</li> <li>◆環境学習、環境教育の推進、環境に関する情報の提供等を通じて、環境保全活動を推進するとともに、人材の育成に努める。</li> <li>◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・I S O)や環境会計の導入、環境報告書の作成等に関する普及・啓発に努める。</li> <li>◆行政自らがグリーン購入や再資源化製品の積極的な利用に率先して取り組むなど、地域への普及に努め、環境に配慮した商品の購入を促進する。</li> <li>◆研修機会や情報の提供等により、職員の環境保全活動を促進する。</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公用車の使用に際しては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がけるなど適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等低公害車の導入を進める。</li> <li>◆良好な歩行空間の形成、自転車利用及びバスやモノレール等公共交通機関の利用促進に努める。</li> <li>◆TDM(交通需要マネジメント)施策や交通流の円滑化の推進に努める。</li> <li>◆地球温暖化、オゾン層破壊など地球的規模の環境問題に対する各種施策を実施する。</li> <li>◆地域レベルでの地球環境保全対策や取組に努めるとともに、県民や事業者等へのセミナーや支援プログラム等を推進する。</li> </ul>

目標	配慮指針
地球 環境 保全	◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。
環境 と 経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境と経済との調和に関する理念について、地域や企業等への普及に努める。</li> <li>◆県内企業における社会的責任活動(C S R)を促進する。</li> <li>◆環境保全のための費用負担意識について、県民や地域、企業等への普及に努める。</li> <li>◆企業における環境マネジメントシステムの普及・拡大に努める。</li> <li>◆省エネルギー機器等の普及・促進を図る。</li> <li>◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に対する取組を支援する。</li> <li>◆バイオマスの利活用を促進する。</li> </ul>

## 2-2 事業者

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業活動において、循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3 Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①リデュース：減らす <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミの堆肥化やごみの減量化に努める。</li> <li>・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避ける。</li> </ul> </li> <li>②リユース：再利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用延長や再使用により、温室効果ガス削減効果の高い電化製品や商品の利用に努める。</li> <li>・詰め替え製品の利用やリネン類の二次利用に努める。</li> </ul> </li> <li>③リサイクル：再生利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。</li> <li>・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業の導入及び水の有効利用等により、環境負荷の低減に配慮する。</li> <li>◆環境配慮型商品や機器等の積極的な導入に努める。</li> <li>◆事業活動に伴う汚染物質の排出削減、騒音・振動・悪臭の原因の除去、有害化学物質等の適正な管理など公害の未然防止対策を推進する。</li> <li>◆施設内で発生する廃棄物や雑排水等については、適正に処理・処分を行い、周辺環境への影響低減に努める。</li> <li>◆廃棄物処理にあたっては、排出事業者責任を認識し、性状等を把握した上で許可業者に正確な情報の伝達とともに委託し、適正に処理する。</li> <li>◆廃棄物処理業者への委託の際は、事業者責任を怠らないよう、管理に努める。</li> <li>◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による施設や洗車への活用、道路及び植栽への散水等)に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆適正な排水処理(油等の水質汚濁原因物質の流出防止、排水溝へのネットや簡易フィルター設置、植物油の回収、浄化槽の適正管理等)に努める。</li> </ul> </li> </ul>
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆開発等の事業計画において、事業実施の場所、規模等について複数案を設定し、その事業実施における環境影響が可能な限り回避・低減される案を選定するよう努める。</li> <li>◆自然環境の豊かな本県において、埋立等の事業を計画・実施するにあたっては、現存する自然が永年に亘る営みによって形成されたものであること、また自然は不可逆的であり一度破壊されると回復が不可能に近いことを十分に考慮し、環境影響評価を実施する。</li> <li>◆赤土等の流出による河川・沿岸海域の汚濁を引き起こすことがないように、陸域での開発・営農等においては、適切な流出防止対策を実施するとともに、赤土等流出防止に関す</li> </ul>

目標	配慮指針
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>る技術開発等に努める。</li> <li>◆埋立てや護岸の設置など海浜の地形変更を伴う事業においては、地域の生態系・景観への影響について十分に検討する。</li> <li>◆屋上緑化等を含めた施設内の緑化に努める。</li> <li>◆事業場排水は適正に処理し、川や海を汚さないよう努める。</li> <li>◆畜産農家等においては、家畜排泄物を適正に管理し、事業所周辺における環境対策を実施する。</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆研修会や情報の提供等により従業員の環境保全活動の支援・促進に努める。</li> <li>◆従業員が環境保全活動に参加できる社内体制を構築するとともに、地域における緑化及び美化・リサイクル活動等、企業単位での積極的な参加協力に努める。</li> <li>◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成などにより、環境管理に関するシステムを充実させる。</li> <li>◆環境配慮に関する情報提供(Web やポスター等による環境配慮型商品やサービスの表示)や周囲への啓発、人材育成等に努める。</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆社用車の使用において、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がける等、適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等低公害車の導入を進める。</li> <li>◆フレックスタイム制や時差出勤制の導入により通勤時の交通渋滞の緩和に努める。</li> <li>◆木質燃料や天然ガス等、石油以外の燃料も活用し、温室効果ガスの削減に努める。</li> <li>◆最新技術を取り入れた発電効率の向上及び太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。</li> <li>◆代替フロン等の使用削減・回収・再利用・破壊の促進に努める。</li> <li>◆共同輸配送や最適配車システムなど効率的な輸配送システムの導入に努める。</li> <li>◆海外からの研修生を受け入れ、海外への環境技術の移転など、行政等の協力のもとに、地球規模での環境保全に努める。</li> <li>◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。</li> </ul>
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境と経済との調和に関する理念について、社内における普及に努める。</li> <li>◆地域における社会的責任活動(C S R)に努める。</li> <li>◆環境保全のための費用負担意識について、社内での普及に努める。</li> <li>◆環境マネジメントシステムの認証取得に努める。</li> <li>◆省エネルギー機器等の普及・促進を図る。</li> <li>◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に努める。</li> <li>◆バイオマスの利活用に関わる技術力の向上に努める。</li> <li>◆技術やノウハウを活かして環境保全に貢献するとともに、環境保全に寄与する技術の開発など、エコ・ビジネスへの展開に努める。</li> </ul>

## 2-3 県民

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各家庭で3 R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①リデュース：減らす <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミを家庭や地域で堆肥化する。水分をしっかりと切り、適正に分別する等、家庭ごみの減量化に努める。</li> <li>・過剰包装を避けた商品の購入に努める。</li> <li>・行楽で出たごみは家まで持ち帰り、分別して適正に処理する(行楽地のごみの減量化)。</li> <li>・地域のごみ処理のルールに従い適切な分別に努める。</li> <li>・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避けた商品の購入に努める。</li> </ul> </li> <li>②リユース：再利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用、リターナブル容器等の再利用可能な製品の利用に努める。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無駄な消費の自制や、グリーン購入への取り組みなどによって、日常のライフスタイルの見直しに努める。</li> <li>③リサイクル：再生利用</li> <li>・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。</li> <li>・地域において集団回収を行う等、循環資源のリサイクルを推進するよう努める。</li> <li>・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。</li> <li>◆各家庭で廃棄物の適正処理を推進する。</li> <li>・家庭ごみは適切に分別・減量化し、地域内における処理施設で適正に処理する。</li> <li>・家庭内におけるごみ焼却はしない。</li> <li>・下水道の整備区域においては、下水道へ速やかに接続する。</li> <li>・汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>・適正な排水処理(食用油や生ごみ等の流出防止、排水溝へのネット設置等)に努める。</li> <li>◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による住宅や洗車への活用、植栽への散水等)に努める。</li> </ul>
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、みだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。また、犬・猫等のペットや外来生物の放逐をしない。</li> <li>◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。</li> <li>◆森や緑地を地域の財産として保全するとともに、身近にある自然やみどりを大切にす。</li> <li>◆川や海を保全するため、生活排水を適切に処理するとともに、地域の清掃活動等に参加するよう努める。</li> <li>◆それぞれが所有する土地において、裸地を放置しないように適正管理を行い、赤土等流出の防止に努める。</li> <li>◆自然環境や歴史的遺産に対する理解を深め、その保全に協力する。</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆それぞれの生活が環境に及ぼす影響について認識を深めるため、講演会や自然体験活動等、様々な環境学習に積極的に取り組む。</li> <li>◆地域自治体やNPO等民間団体と連携・協働し、リサイクル活動や緑化及び環境美化活動等、地域における自主的な環境保全活動への参加に努める。</li> <li>◆生け垣や屋上緑化庭園の設置等、身の回りの緑化に努める。</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆節電や節水、マイカー使用の自粛、公共交通機関や自転車の利用等、省資源・省エネルギー型ライフスタイルをもって生活する。</li> <li>◆アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブを行い、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の使用に努める。</li> <li>◆太陽熱温水器、太陽光発電を設置するなど自然エネルギーを活用する。</li> <li>◆フロン使用の商品を破棄する場合等にはフロン回収に協力する。</li> <li>◆地域レベルでの環境保全活動への積極的参加等、地球環境保全へと繋がる環境配慮に努める。</li> </ul>
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境と経済との調和に関する理念について、講演会や勉強会への積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。</li> <li>◆環境保全のための費用負担意識について、一人ひとりが認識を深める。</li> <li>◆可能な限り、省エネルギー機器等の購入に努める。</li> </ul>

## 2-4 観光旅行者等

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本県での滞在期間中には3R(リデュース・リユース・リサイクル)に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生したごみのポイ捨てはしない。</li> <li>・使い捨て製品の利用を控える。マイバッグの持参やはかり売りの活用等、すぐごみとなる物の入手は避ける。</li> <li>・宿泊先及び訪れた観光地等で発生したごみは、それぞれのごみ処理のルールに従い適切な処理・処分に努める。</li> <li>・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。</li> </ul> </li> </ul>
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆宿泊先におけるアメニティグッズ及び消耗品類の使用やリネン類の交換作業の低減に努める。</li> <li>◆土産物等の過剰包装や個別袋及び容器を断るなど、ごみの発生抑制に努める。</li> <li>◆宿泊先や訪れた観光スポット等において、食べ残しが出ないように、食べられる量の料理の注文等に配慮する。</li> </ul>
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、宿泊先や訪れた観光スポット等においてみだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。</li> <li>◆観光に同伴するペット(犬・猫、外来生物等)の放逐や野外への逸出に注意する。</li> <li>◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。</li> <li>◆指定された場所以外でのキャンプやバーベキュー等はない。</li> <li>◆本県の豊かな自然環境及び地域で継承されてきた郷土芸能や祭事、歴史的遺産等に対する理解を深め、その保全に協力する。</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境配慮に対する認識を深めるため、宿泊先や観光地等で展開されている美化活動や自然体験活動等、各種イベントに積極的に参加する。</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆宿泊先等における節電や節水に努める。</li> <li>◆宿泊先や観光地等における地産地消を目的とした取組に対して認識を深め、協力する。</li> <li>◆可能な限り、公共交通機関や自転車の利用に努める。</li> <li>◆レンタカー利用時には、アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブの実施や、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の利用に努める。</li> <li>◆フロン使用の商品を破棄する場合等にはフロン回収に協力する。</li> </ul>
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆省エネルギー機器や環境配慮型製品の購入に努める。</li> </ul>

## 2-5 NPO等民間団体

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域における集団回収やフリーマーケットによる再利用、エコマーク商品等環境への負荷の低減に役立つ製品の利用促進などの取組を進める。</li> <li>◆リサイクルやごみ減量、海岸漂流・漂着ごみ問題等に関する学習会やイベント等を開催し、参加・呼びかけを行うとともに地域における環境保全意識の高揚に努める。</li> <li>◆環境保全への取組、リサイクル社会の構築について事業者や行政に働きかける。</li> <li>◆イベント等の開催時には、環境配慮型商品や再資源化製品の使用に努める。</li> </ul>



目標	配慮指針
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、河川、海岸等の水質浄化や清掃、美化活動、水源かん養のための森林保全活動や動植物の保護活動、赤土等流出防止のための植栽体験などを企画し、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図る。</li> <li>◆専門的な知識や技能を生かし、陸域及び海域における動植物の特徴や重要性について普及・啓発を図るとともに、県民の自然保護活動のアドバイザーやリーダーとして各主体のパートナーシップの構築に努める。</li> <li>◆歴史的建造物、古い街並みなど、地域固有の歴史的景観の保全・継承や、それらを活かしたまちづくりに努める。</li> <li>◆地域の道路、河川、海岸の維持管理について、行政や事業者と連携して、主体的に役割を担う取組の拡大に努める。</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境についての理解を深める講習会・講演会、自然観察会や美化活動などを開催し、地域における環境に対する思想の普及や啓発に努める。</li> <li>◆地域の自然環境や歴史・文化に関わる伝統的な行事の継承や復元等に努める。</li> <li>◆他のNPO等民間団体と交流を図り、ネットワークを広げるほか、県民や事業者、行政等の環境保全の取組に対し、団体相互の連携と協議に努める。</li> <li>◆自ら事業者、消費者として、率先して環境保全に取り組む。</li> <li>◆野生動植物の保護に関する情報提供や助言等に努める。</li> <li>◆外来生物の駆除や野生鳥獣の適正な管理のための活動を実施する。</li> <li>◆都市部と農山漁村との交流活動の促進に努める。</li> <li>◆森林ボランティア活動や緑化活動等の地域ボランティア活動の推進に努める。</li> <li>◆地域において様々な環境活動を実施し、普及・啓発を行うとともに、さらなる活動の展開が望めるよう、自らも専門的な知識や技能の向上等に努める。</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地球温暖化防止に向けた、家庭、事業所、学校、地域などへの普及・啓発に取り組む。</li> <li>◆アイドリングストップ等のエコドライブの促進やフロン回収に関わる普及・啓発に積極的に取り組み、地球環境への負荷の低減を図る。</li> <li>◆環境保全に関する民間レベルの国際協力を推進する。</li> <li>◆団体のもつノウハウを生かし、行政や事業者等の活動に対する提言を行うとともに、各主体との連携や協働に努める。</li> <li>◆可能な限り、公共交通機関や自転車の利用に努める。</li> </ul>
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境と経済との調和に関する理念について、講演会や勉強会の積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。</li> <li>◆環境に配慮した商品や省エネルギー機器等の促進運動などを行い、環境保全のための費用負担意識について、家庭内や地域での普及に努める。</li> <li>◆専門性を生かして、環境ビジネスのニーズの提供や経済活動の活性化を図る活動を行う。</li> </ul>

## 2-6 米軍

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆米軍基地からの排水は適正に処理し、河川や海域等を汚さないよう努める。</li> <li>◆米軍基地内における油流出事故により河川、海域等の水質汚染を引き起こすことがないよう施設等の整備・維持管理を徹底する。</li> <li>◆米軍基地内から発生する廃棄物については、発生の抑制、リサイクルの推進、廃棄物処理施設の整備を含めた適正処理に努める。</li> </ul>

目標	配慮指針
共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自然環境の豊かな区域における事業等を計画する際、貴重な野生動植物の生息・生育環境や生態系に十分配慮する。</li> <li>◆埋立てや海浜の地形変更を伴う事業等を計画する際、地域の生態系・景観等の影響について十分検討する。</li> <li>◆演習など米軍の活動に伴う赤土等の流出により、河川・沿岸海域の汚濁を引き起こすことがないよう努める。</li> <li>◆廃棄物の処理においては、含有物質や性状等に留意し、適正に処理する。</li> </ul>
参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆米軍基地から派生する環境問題については、速やかに基地内への調査のための立ち入りや事件・事故に関する情報の提供に協力する。</li> <li>◆米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に準拠して運航し、米軍航空機による騒音や事故の危険性の軽減に努める。</li> <li>◆原子力艦が寄港する港湾周辺に居住する住民の不安を解消するため、米軍に対しても日本国内法の「原子力災害対策特別措置法」に準拠し、万一、放射能事故が発生した場合の災害対策に努める。</li> <li>◆米軍が実施する施設整備工事等において、住居跡や古墳等遺跡と認められるものを発見した際、日本国内法の「文化財保護法」に準拠し、関係機関への届出や通知に協力する。</li> <li>◆土壌の汚染に係る環境基準や関連する国内法に準拠し、米軍基地内での土壌汚染防止対策に協力する。</li> </ul>
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業と同等の米軍の事業について、同法又は同条例で定める環境影響評価の方法及び事後調査の実施や日常的な環境監視に努める。</li> <li>◆日米両政府間での環境調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。万一、環境汚染が生じた際は、調査、浄化対策等を実施し、汚染原因者としての米軍の責任により適時・的確な回復措置に努める。</li> <li>◆可能な限り、省エネに配慮した電化製品や車両の利用に努める。</li> <li>◆可能な限り、基地内緑化に努める。</li> </ul>

### 3. 事業別配慮指針

#### 3-1 県土利用にあたっての環境配慮指針

土地は生活や生産活動の共通の基盤であることから、適正な利用を図り、環境の保全に努めることが重要です。

このため、土地の利用にあたっては、計画段階のできるだけ早期から当該地域の環境特性や環境配慮事項を把握し、環境への影響をできる限り回避する等の措置によって、環境への負荷の少ない土地利用を進めることが必要です。

ここでは、「沖縄県国土利用計画」及び「自然環境の保全に関する指針」に沿って土地利用形態ごとに、土地の利用に当たって環境へ配慮すべき事項を示します。

#### ①農地

- 大規模でまとまりのある優良農地を確保し、県土保全や水源涵養等の公益的機能を保全する。
- 宅地と混在する農地は、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産活動と周辺環境が調和するよう努める。
- 県土保全等の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。



#### ②森林・原野

- 沖縄島北部(やんばる)や西表島等を含む原生的な森林や保護・保全を図るべき森林は、その適正な維持・管理を図る。
- 県土保全や水源涵養、生物多様性の保全や温室効果ガス吸収源等の公益的機能を考慮し、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、自然環境に配慮した適切な整備・保全活動を推進する。
- 都市やその周辺の森林では、良好な環境を確保するため、積極的に緑地としての保全・再生を図る。
- 農山漁村集落周辺の森林では、地域社会の活性化に加え、自然との触れ合いを求める動きや森林ツーリズムの高まりといった多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。
- 原野のうち、湿原、草原等の野生生物の生息・生育環境については、生態系及び景観の維持の観点から保全を基本とし、自然が劣化している場合は、再生を図る。
- その他の原野及び採草放牧地については、自然環境の機能に十分配慮しつつ、適正な利用を推進する。



#### ③沿岸域、水面(湖沼やため池)・河川・水路(農業用排水路)等

- 自然海岸や砂浜、干潟等の自然が残されている沿岸海域では、多様な生態系の保護・保全を図るとともに、自然体験型の親水空間としての利用を図る。
- 港湾・漁港等では、自然環境に配慮するとともに、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、県民に開放された親水空間の整備に努める。
- 沿岸域の多様な生態系や景観の保全・再生、赤土等流出防止対策、汚濁負荷対策、漂着ごみ対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。
- 湖沼やため池、河川や農業用排水路では、生物の生息・生育環境の保全など自然環境に配慮するとともに、自然の水質浄化機能や魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース等多様な機能の維持・向上を図る。

#### ④道路

- 市街地では、歩いて暮らせる環境づくりの観点から、道路緑化等により良好な沿道環境の保全・創出に努める。
- 農山漁村集落では、特色ある沖縄の自然・文化・歴史等を生かした道路空間の形成に努める。
- 農道、林道の整備においては、自然環境の保全に十分配慮し、適切な維持管理等による持続的利用を推進する。
- 道路の整備においては、地域の自然環境の保全、文化的景観等の形成と保全に配慮する。



#### ⑤宅地

- 住宅地の整備に際しては、自然環境に配慮するとともに、土地利用の高度化等により必要な用地の確保を図る。
- 市街地内に点在する低・未利用地を有効活用したゆとりや潤いのある都市空間の創出を推進する。
- 工業用地では、地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。
- 工場移転や業種転換等による工場跡地では、土壌汚染調査や対策を講じる。
- その他の宅地では、良好な環境の確保に配慮し、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域の合意形成を踏まえ、地域特有の景観や環境との調和にも配慮する。

#### ⑥その他(公用・公共用施設用地、レクリエーション用地等)

- 公用・公共用施設の用地では、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。
- 空港等では、本県全域が多くの島しょから構成されるという地理的条件下にあることから、環境保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。
- 歴史的・文化的背景より散在化している個人墓地については、周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り集約化を図る。
- レクリエーション用地では、観光の振興等を踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、計画的な整備と有効利用を進める。



#### ⑦低・未利用地

- 都市の低・未利用地では、自然再生のためのオープンスペース等として積極的な活用を図る。
- 農山漁村の耕作放棄地では、農地としての活用を積極的に図るとともに、再生困難な場合は、自然環境の再生を含め農地以外の誘導を図る。

#### ⑧沿岸域

- 沿岸域では、海域と陸域との一体性に配慮した総合的利用を図るとともに、利用に当たっては、環境の保全に配慮する。
- 多様な藻場・干潟、サンゴ礁等の自然環境の保全・再生により生物多様性を図るとともに、良好な景観の保全・再生を推進する。
- 漂着・漂流・海底ごみ対策や汚濁負荷対策の推進を図る。

#### ⑨米軍施設・区域

- 米軍施設・区域の返還跡地では、汚染物質や不発弾調査及び除去等を図り、公共用施設、宅地及び農地等としての円滑な跡地利用の促進や自然環境の保全に配慮する。
- 自然的土地利用が想定される米軍施設・区域の返還跡地では、自然環境の保全を基本とし、人が長年入ることなく貴重な動植物が生息・生育してきた地域では、特定外来種等の侵入防止対策などの管理体制の強化を推進する。

### 3-2 各種事業の実施における環境配慮指針

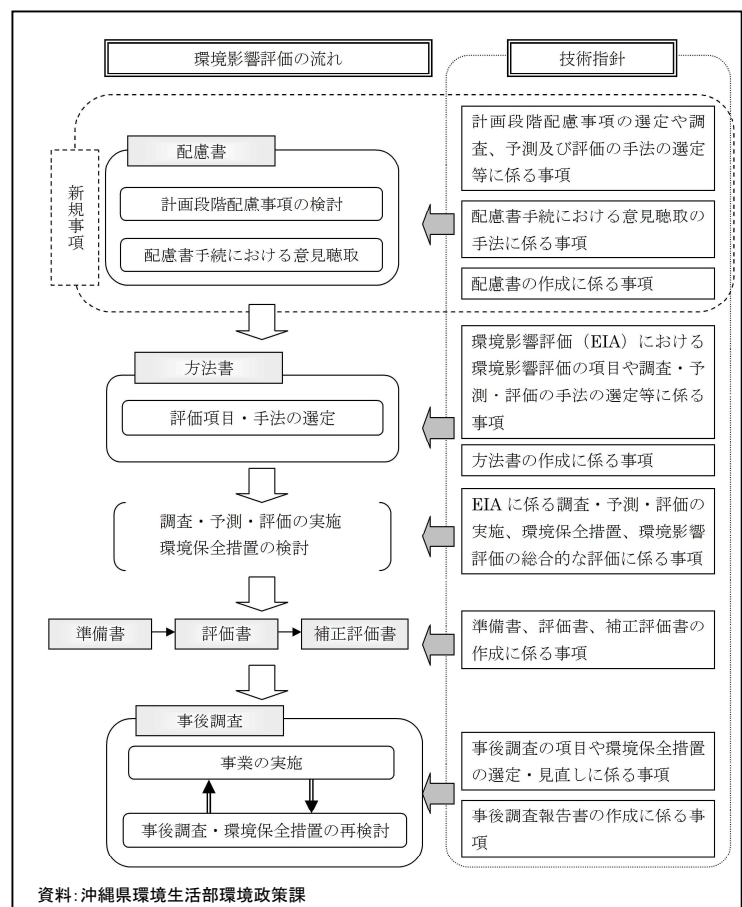
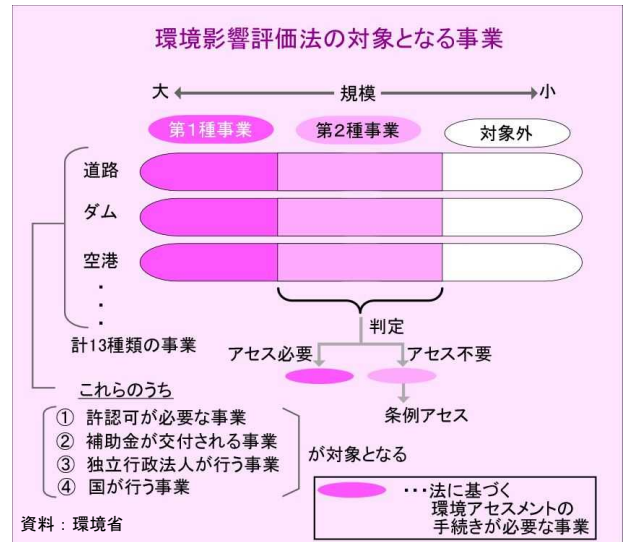
本県は、多種・多様な動植物が生息・生育し、豊かで貴重な自然環境を有していますが、人口や観光客の増加、さらには社会経済活動の進展等により本県の豊かな自然環境が失われつつあります。

このため、本県では規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の手続を実施し、事業の実施に際して、当該手続において検討された環境保全措置を講ずることで、事業の実施に伴う環境影響の回避・低減に一定の成果をあげてきました。

しかしながら、これまでの環境影響評価制度は、事業実施段階での環境保全措置が中心であったことから、計画段階からの環境配慮が求められてきました。

このような事業実施段階における環境影響評価の限界を補うため、事業のより早い段階から環境配慮を行う「計画段階配慮書手続」が平成23年(2011年)の環境影響評価法の改正において導入されたところです。県においても、条例を平成25年3月に改正して同手続を導入しており、計画段階から配慮できるよう制度の見直しを行ったところです。

各種事業の実施にあたっては、右図に示す環境影響評価の流れや共通事項及び個別事項、本県の自然環境保全の施策となる「自然環境の保全に関する指針」等に基づき、本県の環境に配慮する必要があります。



## 【 共 通 事 項 】

各種事業の計画等に当たり、当該地域の将来像や自然的状況、社会的状況、各種行政計画・法令等規制状況等に十分配慮して構想を立案するとともに、地域住民や専門家の意見の反映に努める。

各種事業の実施に先立ち、現状の自然環境及び周辺環境把握のための環境調査を実施するとともに、「工事の実施」及び「施設の存在及び供用」における環境調査(モニタリング調査)等を実施する。また、その調査結果の情報公開に努める。

各種事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、環境に配慮するとともに、環境影響評価の手続きを実施する。

原生的な自然が存在し、自然度の高い地域における事業については、可能な限り回避し、やむを得ず改変する場合は、その改変面積を可能な限り縮小し、自然環境への影響を低減化して自然の持つ復元能力を極力活かすとともに、消失する自然環境の代償措置を講じる。

自然度の低い場所を改変する場合においても、自然や野生生物に優しい工法の採用に努めるとともに、必要に応じて新たな環境の創出や環境の復元等の措置を講じる。

工期や工法の選定に際しては、野生生物の繁殖時期をさけるなど、その生態に配慮する。

建設資材への再生資源の利用に努めるとともに、建設廃棄物の再利用、再資源化を進める。

再生可能エネルギーの導入や省資源・省エネルギーに配慮する。

## 【 個 別 事 項 】

### ①道路の新設及び改築の事業

- 貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等の貴重な自然や、文化財等に影響を及ぼすルート選定は避けるよう努め、やむを得ない場合は、トンネル等道路の構造の工夫により影響の回避に努める。
- 通過交通の多い幹線道路については、住宅地や農村集落、学校、病院等の地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のあるルート選定は避けるよう努め、やむを得ない場合には、環境施設帯を設ける等道路の構造の工夫により、沿道への影響の回避に努める。
- 野生生物の生息・生育環境の分断をできるだけ避ける。
- 環境にやさしい工法の採用など、地域の健全な生態系の保全に配慮する。
- 自然度の高い地域にあっては、生息地の分断等による野生生物への影響を生じるおそれがあるため、動物の移動路の確保等に努める。
- 市街地部での道路新設においては、必要に応じて環境施設帯を設ける等道路の構造の工夫により、大気汚染、騒音・振動の防止に努める。
- 透水性舗装等雨水の地下浸透を促す施設の設置に努め、地域の水循環を確保する。
- 再生資源を活用した路盤材・アスファルト合材等の利用に努める。
- 歩道や中央分離帯、道路法面における緑化や植栽については、可能な限り自生種や各地域に応じた種の活用に努める。
- 樹林地や造成緑地、沿道の自然景観の保全に努める。
- 無電柱化については、地域の状況を踏まえて必要に応じて実施し、良好な街並景観の形成に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ②鉄道又は軌道の建物及び改良の事業

- 地域社会の分断を生じないよう、ルートの選定や構造物の形式、連絡路の設置等に配慮する。
- 低騒音型車両の導入等により騒音・振動の低減に努める。
- 駅前には公共空間を確保するよう努め、駅及びその周辺部の整備について、まちの顔としてその地域らしさが現れるような景観上の配慮を行う。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ③河川、ダム、放水路又は砂防ダムの設置及び改築の事業

#### <河川>

- 貴重な動植物の生息・生育環境、人と自然と触れ合う重要な場等への影響は避けるよう努め、やむを得ず改変する場合は、影響の低減や環境の再生に努める。
- 水辺の自然や水生生物を保全し、河川の持つ浄化機能の維持に努める。
- 上下流、陸域・水域等について、連続した環境を確保するなど河川の生態系の再生に努める。
- 都市域や農村地域においては、水辺の緑や親水性の確保、形成に努めるとともに、生物の生息・生育空間の積極的な保全、再生に努める。
- 河川管理等への流域住民の参加、協力を促進するため、計画策定にあたっての住民意見の反映、住民参加組織の結成等に努める。
- 河川を活用した環境教育等の展開に努める。
- 下流域の自然環境や生活環境の保全に配慮した維持流量の確保に努める。

#### <ダム>

- 建設にあたっては、堤体、湛水、骨材等の採取、工事用道路等の整備による、貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等の自然環境の改変を極力最小化するような場所の選定に努める。
- 立地場所の選定にあつては、湛水による生活環境や地域社会への影響を最小化するよう努める。
- ダム堤体、法面等については、周辺の景観に調和するよう配慮する。
- ダム湖周辺は、人と自然との触れ合いの場として重要であり、親水性が確保された施設や景観の形成に努める。
- ダム湖では、水の対流措置等により、湖水の富栄養化の防止に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ④発電所の設置又は変更の事業

- 水生生物や野鳥等貴重な動植物の生息・生育環境、自然海岸、自然との触れ合いの場等に影響を及ぼすような立地は避けるように努め、やむを得ない場合は、影響をできるだけ最小化するよう努める。
- 都市計画等に留意し、住宅地等地域住民の生活環境に著しい影響を与える立地は避けるよう努める。
- 大気汚染の防止に配慮した燃料の選定を行う。
- 発電所の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動等の影響を最小限に防止するため、施設周辺の緩衝帯の確保、適切な処理、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努める。
- 発電に伴って生じる温排水については、エネルギー回収に努めるとともに、水生生物等に配慮し、海水温や潮流の著しい変化を生じないように努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 燃焼に伴って生じる石炭灰の有効活用を行う。
- 建屋、煙突等の配置、高さ等については、周辺の景観との調和に配慮する。
- 施設の開放等により地域の環境保全活動に協力する。
- 地球温暖化防止や安全性に配慮した発電計画を検討する。
- 節電やエネルギーの有効活用等について、普及・啓発に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。



### ⑤飛行場の設置又は変更の事業

- 貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等の貴重な自然や文化財等に影響を及ぼす立地は避けるよう努める。
- 自然度の高い地域にあつては、工事計画、飛行計画の工夫等により、騒音や光等による野生生物への影響の低減に努める。
- 住宅地や学校、病院等、地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のある立地は避けるとともに、非常用・緊急用等を除き、飛行時間や飛行ルートにも配慮する。
- 十分な緩衝施設帯の確保に努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑥埋立及び干拓の事業

- 水生生物や野鳥等貴重な動植物の生息・生育環境、自然海岸、自然との触れ合いの場、漁業資源等に影響を及ぼすような立地は、避けるように努め、やむを得ない場合は、影響をできるだけ最小化するよう努める。
- 埋立用の土砂の確保のために、自然環境への新たな影響を生じないように努める。
- 水質の悪化や生物への影響を低減するため、埋立地、堤防等の位置や形状は、潮流が大きく変化することのないよう配慮する。
- 環境に影響の少ない工法の開発、推進に努め、特に工事中の浚渫、掘削、余水排水等による濁水影響の防止に努める。また、野鳥の生息地等となっている場合は、繁殖や渡りの状況等を踏まえた工事計画とするなど、騒音その他の影響の防止に努める。
- 資材等の搬入方法の工夫、陸上の工事用車両の走行経路の工夫、適切な交通誘導等により、周辺生活環境への騒音等の影響の低減に努めるとともに、渋滞の防止や安全性の確保に努める。
- 埋立用の土砂は、有害物質等による汚染がないものであることを確認する。
- 将来の土地利用、施設配置なども含め、周辺景観との調和に努める。
- 護岸については、周辺景観との調和に配慮するとともに、自然度、親水性の高い水辺の形成に努める。
- 海水や海風の影響など地域性を踏まえた海浜植生の再生に努める
- 海岸や海域の自然の解説板の設置等については、利用者の環境教育に資するよう配慮する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑦土地区画整理事業

- 身近に自然と触れ合える場として、良好な樹林地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 事業の実施にあたっては、周辺の土地利用の状況や下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下等が生じないように配慮する。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 自然の地表面や緑地の保全に努めるとともに、透水性舗装等雨水の地下浸透を促す施設の設置に努め、地域の水循環を確保する。
- 電波障害、日照障害、風害により、環境に著しい影響が生じないように配慮する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑧農地の造成及び改良、畜産施設の設置、養殖場の建設の事業

- 農地の造成や森林の整備にあたっては、貴重な動植物等の生息・生育環境や周辺の生態系、下流の水環境等に影響を及ぼさないよう努める。
- 畜産業については、糞尿の適正な処理等により水質汚濁や悪臭の防止に努める。
- 環境保全型農業を推進し、農薬や化学肥料の適正使用等により、水・土壌環境、生態系等への負荷の軽減に努める。
- 施設園芸用プラスチック等農業廃棄物の削減に努めるとともに、適正な処理を行う。また、畜産の糞尿等については、堆肥化等に取り組む有効利用に努める。
- 既存農地の基盤整備にあたっては、水路、ため池などにおける生き物の生息・生育環境の保全や健全な水循環の確保、田園景観の保全に努める。
- 農林業を通じた環境教育について、場の提供や情報発信等に努める。
- 養殖施設等の立地にあたっては、自然との触れ合いの場や、優れた自然への影響を生じるような漁場設定は避けるよう努める。
- 養殖等については、飼餌料の適正な使用等により、海域の水質の保全に努める。
- 水産加工場については、水質汚濁や悪臭の防止に努める。
- 水産加工に伴う残さ等の廃棄物の有効利用及び削減に努めるとともに、適正に処理する。
- 外国種の導入にあたっては、在来の水産生物種を駆逐することのないように配慮する。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑨工場団地の造成及び工場又は事業場の建設の事業

- 都市計画に留意し、住宅地、学校、公園などの地域住民の日常生活の場や公共施設に隣接した立地は避けるよう努める。
- 大気汚染、騒音・振動、悪臭などの影響を防止するため、緩衝帯の確保、燃料等の転換、適切な処理施設の整備、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努める。
- 資材運搬や通勤による交通渋滞や自動車交通公害を生じないように、車両走行経路の適正化、資材運搬の合理化、駐車場や荷おろし場の確保、マイカー通勤の削減等に努める。
- 下流部の利水や生態系に留意し、必要に応じて高度処理を行うなどの適正な排水処理に努めるとともに、水の循環利用を図る。
- 製品の生産から流通、消費、廃棄に至る資源の有効利用に配慮した生産を行うとともに、廃棄物の減量化や再利用に努める。
- 有害物質による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染などを未然に防止するため、有害物質の使用や発生を抑制、管理体制や事故時の対応策の強化等を図る。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 施設の周囲の緑化に努める。
- 大規模な壁面や多数の設備類等のデザイン上の工夫など、景観への配慮に努める。
- 自らの環境負荷の把握や環境管理、従業員の環境教育等に取り組む。
- 施設の開放、人的協力等により地域の環境保全活動への協力に努める。
- 事業活動におけるエネルギーの効率的利用に努める。
- 製品の生産から流通、消費、廃棄までを通じたエネルギー消費が少ない製品の生産に努める。
- 地球温暖化対策のため、二酸化炭素などの温室効果ガス排出抑制のための計画策定に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑩住宅団地の建設の事業

- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。
- 良好な樹林地を可能な限り保全し、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 建設にあたっては、周辺の土地利用の状況や下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下等が生じないように配慮する。
- 敷地の緑化や既存樹木の活用に努めるとともに、透水性舗装等雨水の地下浸透を促す施設の設置に努め、地域の水循環を確保する。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑪ゴルフ場、スポーツ・レクリエーション施設、海浜リゾート施設等の建設又は変更の事業

- 事業計画地の選定にあたっては、事業地の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。
- 良好な樹林地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 農薬や肥料の使用に際しては、極力使用を低減するように努めるとともに水質汚濁の要因とならないよう配慮する。
- 夜間照明による野生生物への影響の低減に努める。
- 利用客による周辺交通量の増加や周辺環境への影響に配慮する。
- 公園・緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、大気浄化、ヒートアイランドなどの都市気象や騒音の緩和に努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 緑地や親水施設の整備に努める。
- 自然環境や歴史的遺産を活用した景観など、施設の整備にあたっては、本来有している環境に配慮する。
- オープンスペースの確保や良好な都市景観の形成に努める。
- 自然との触れ合いや環境教育に資するような施設とするよう配慮する。
- 地域の生産活動や地域住民の自然との触れ合いに支障をきたさないようにするとともに、地域の人々に開かれた空間として利用できるよう配慮する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

## ⑫廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 廃棄物処理による大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染等が生じないように、施設の適正な維持管理を徹底する。
- 廃棄物発電や固形燃料化など、資源としてのごみの有効利用に努める。
- し尿処理施設から生じる汚泥を肥料や土壌改良材として有効利用する。
- 最終処分場の建設にあたり敷地内の緑化を進め、周辺景観との調和を図る。
- 資源やエネルギー、リサイクルなどについての環境学習の場として活用を図る。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 埋立跡地の適切な管理と有効利用に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑬下水道終末処理場の設置又は変更の事業

- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 雑用水や修景用水など下水処理水の再利用に努める。
- 下水汚泥等の再資源化や有効利用に努める。
- 下水排熱等を有効利用するための施設の整備に努める。
- 終末処理場の建設にあたり敷地内の緑化を進め、周辺景観との調和を図る。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑭土石、砂利の採取及び鉱物の採掘の事業

- 貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等への影響は避けるよう努める。特に、展望台、幹線道路などの眺望地点からの景観を著しく阻害するような場所における採取は避けるよう努める。
- 鉱山等については、鉱場からの表流水、浸出水及び排水を適切に処理し、有害物質等による下流の利水、生態系などへの影響の防止に努めるとともに、閉山後の適正な管理又は処理に努める。
- 資源採取に伴う粉じんの飛散防止や廃棄物の適正な処理を行う。
- 運搬車両や工事機械による大気汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、走行経路の工夫、低公害型・低負荷型の機械の使用等に努める。
- 景観保全と裸地化による濁水の発生の未然防止のため、速やかな緑化に努める。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

### ⑮防波堤の建設及び改良の事業

- 自然の海岸線、干潟や海域の自然を将来に継承するよう事業の必要性と実施方法を慎重に検討する。
- 堤防等の設置にあたっては、潮流の変化等によって周辺の水質の悪化を招かないように、その配置、形状に配慮する。
- 海岸の整備にあたっては、周辺の自然特性、生態系、重要な景観に配慮する。
- 海洋性レクリエーションや地域住民の憩いの場、伝統的行事、漁業活動等に利用されている資源を保全するとともに、これらの利用が行われる場での快適な環境の保全と利用の利便性確保等のため、海と後背地の一体化や景観等に配慮する。
- 堤防、離岸堤等による潮流の変化等により、貴重な海岸地形や人が自然と触れ合う重要な場等への影響を生じないよう、位置や形状等に配慮する。
- 地域住民やレクリエーション利用者が集い、交流できるような場の形成に努める。
- 防波堤及び周辺の整備にあたっては、利用者の環境教育、海岸愛護思想の普及と啓発に資するよう配慮する。
- その他、当該事業の実施にあたり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

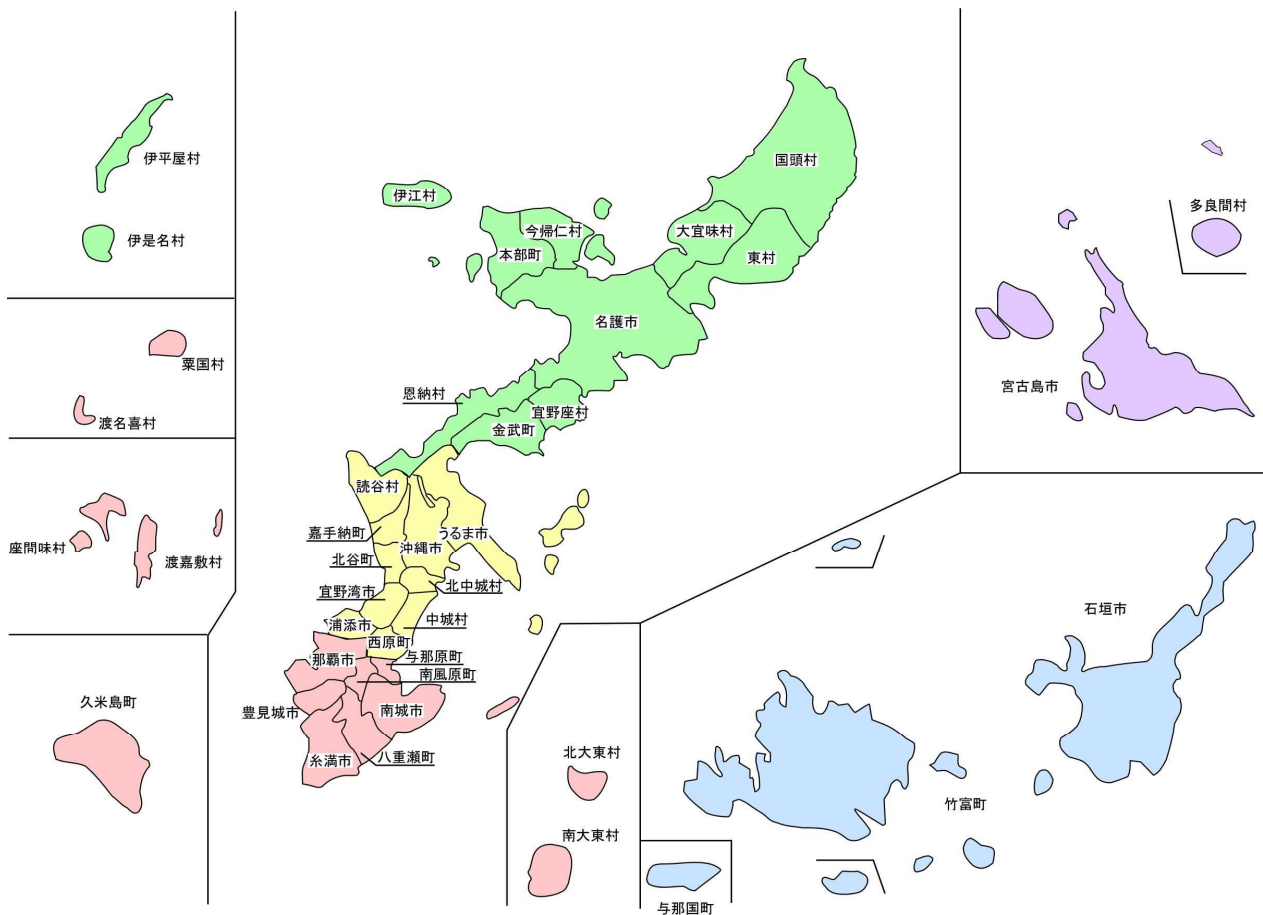
### ⑯その他の事業

- 上記に掲げるものの他、環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、以下に示す事項に従い環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。
- 周辺の土地利用との整合を図りつつ、極力環境への影響を小さくするよう事業規模、形状、構造等について配慮する。
  - 緑地の保全や樹木の増加に努めるとともに、生物の生息・生育環境の保全など地域の生態系に配慮する。

## 4. 圏域別配慮指針

本県の環境の保全・再生・創造に向けては、県行政における環境保全施策の総合的かつ計画的な実施とともに、行政機関、事業者、県民、NPO等民間団体、観光旅行者等及び米軍の各主体が環境基本計画の基本的な方向に沿って、それぞれの地域の実情に応じた環境保全活動に取り組むことが必要です。

このため、関連計画との整合性を考慮し、県を沖縄島北部圏域、沖縄島中部圏域、沖縄島南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5つの圏域に区分し、それぞれの圏域ごとの環境に配慮すべき事項を示します。



圏域	市 町 村	
沖繩島北部圏域	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	
沖繩島中部圏域	うるま市、沖繩市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、西原町	
沖繩島南部圏域	沖繩島	那覇市、豊見城市、糸満市、南風原町、八重瀬町、与那原町、南城市
	周辺離島	久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古圏域	宮古島市、多良間村	
八重山圏域	石垣市、竹富町、与那国町	

## 各圏域に共通した課題・環境配慮事項

◆ 問題点 ◆	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>● オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>● 外来種による生態系の攪乱</li> <li>● 埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> <li>● 開発事業や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>● 畜舎排水、生活排水、事業場排水等による水質の悪化、河川の人工化、農薬の流入等による水生生物の減少、親水性の低下</li> <li>● 観光客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>● リサイクル対策や管理型処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増加等、廃棄物に関わる問題の発生</li> </ul>
◆ 環境配慮事項 ◆	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>● 過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>● 生態系の攪乱防止のため、マングース等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の遺棄の防止に努める。</li> <li>● 汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>● 観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li> <li>● 廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> <li>● 関係機関と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や適正処理の指導に努める。</li> </ul>

### 4-1 沖縄島北部圏域

① 環境の 特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本圏域は、12市町村で構成され、沖縄島北部に位置している。</li> <li>● 本圏域は、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町から北の沖縄島北部とその周辺離島から形成されている。</li> <li>● 沖縄島北部は、「やんばる」と称されるように低地が少なく、多くが山地で構成される地形を特徴とし、陸域、海域ともに多様で豊かな自然が残る。</li> <li>● 山地部には照葉樹林が広がり、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネなど貴重な野生動物が生息し、陸地周囲の海域にはサンゴ礁が発達しており、比較的生育が良好なサンゴ群集がみられる。</li> <li>● やんばる地域は国内最大級の亜熱帯照葉樹林を有することや希少な動植物が多数生息・生育していること等を背景に、平成28年9月に国立公園化されるとともに、世界自然遺産推薦地にもなっている。</li> <li>● 山地部を中心に本圏域面積の約2割が米軍施設・区域(沖縄県全体の約7割に相当)に供され、その大部分は演習場として利用されている。</li> <li>● 水資源開発の推進により、沖縄島内の水がめとして9つの国管理ダムが存在する。</li> <li>● 土壌は国頭マージが分布しており、花卉、パイナップル、みかん等の果樹、さとうきび等の農業や、国頭村等では林業が営まれている。</li> <li>● サンゴ礁のイノーの中では、もずく等の海藻養殖が行われている他、定置網漁業やウニ漁等が営まれている。</li> </ul>
----------------	---

<p>① 環境 の 特 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●美しい自然海岸を有し、沖縄海岸国定公園にも指定されている西海岸地域では多くのリゾートホテルが建ち並び、沖縄を代表する観光リゾート地を形成している。</li> <li>●東村や国頭村、大宜味村等ではエコツーリズムや民泊型体験・参加型観光が盛んに行われている。</li> <li>●世界遺産に登録された今帰仁城跡や大宜味村喜如嘉の芭蕉布等、歴史・文化的に優れた資源を有する。</li> <li>●名護市から北の地域や離島では過疎化と高齢化が進んでいる。</li> <li>●伊江島や伊平屋・伊是名島では、各島独特の豊かな自然を形成しており、歴史・文化的にも優れた資源を有する。</li> </ul>
<p>② 問 題 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>●オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>●マングース等外来種やノイヌ・ノネコによる生態系の攪乱</li> <li>●自動車による動物の交通事故や、側溝における動物の転落死の増加</li> <li>●世界自然遺産登録に向けた課題への対応(希少種の保護、外来種対策、自然環境の適正利用、地域住民の理解の醸成等)</li> <li>●埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> <li>●開発事業や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>●畜舎排水、生活排水、事業場排水等による水質の悪化、河川の人工化、農薬の流入等による水生生物の減少</li> <li>●リゾートホテルの建設等に伴う景観への影響</li> <li>●宅地開発等による森林緑地の減少、既成市街地における過密化</li> <li>●沖縄島周辺の各島々におけるリゾート開発による自然の改変</li> <li>●観光客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>●米軍施設・区域による土地利用の制約や生活及び自然環境への影響</li> <li>●採石事業場などからの粉じんや運搬車両の通過に伴う粉じんの発生</li> <li>●リサイクル対策や管理型処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増加等、廃棄物に関わる問題の発生</li> </ul>
<p>③ 環 境 配 慮 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大宜味村の塩屋湾から東村の平良湾にかけての地峡以北の山地部は、林齢40年以上の森林が連続して見られ、ノグチゲラをはじめとする貴重種の生息に重要な地域が含まれることから、自然環境の保全に努める。</li> <li>●オニヒトデによる食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>●盗掘等の採取により、貴重な野生動植物の個体の消失防止に努める。</li> <li>●生態系の攪乱防止のため、マングース等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。</li> <li>●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>●ダムや取水堰の建設にあたっては、貴重な野生動植物の生息・生育や生態系に十分配慮する。</li> <li>●野生生物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。</li> <li>●観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li> <li>●林業においては、県産材の利用開発や、森林の持つ多様な機能を持続的に発揮させるために森林生態系に配慮した森林整備を推進するとともに、森林ツーリズム等による多面的活用を図る。</li> </ul>

③ 環境 配慮 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境に配慮した産業の創出を目指し、太陽光発電や風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギー導入に関する実証試験・実用化に向けた取組に努める。</li> <li>●北部訓練場や安波訓練場等の返還後の利用にあたっては、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、やんばるの森の資源を生かした活用を図る。</li> <li>●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>●御嶽林、抱護林、屋敷林の保全や庭の囲いを生け垣にするなど、街並みや集落景観の維持・向上に努める。</li> <li>●開発等事業においては、騒音や振動、低周波音及び大気汚染の発生防止に努める。</li> <li>●採石事業者においては、散水や車両に付着した粉塵の洗浄等を行い、粉じん発生の防止に努める。</li> <li>●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> </ul>
---------------------	--

## 4-2 沖縄島中部圏域

① 環境 の 特 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本圏域は、10市町村で構成され、沖縄島中央部に位置している。</li> <li>●県下第2及び第3の人口規模をもつ沖縄市及びうるま市があり、都市機能が集積しているほか、西海岸を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートが形成されている。</li> <li>●比較的平坦部が多く、土地利用が進み、沖縄市及び宜野湾市を中心にして人口や事業所の集中が進み、市街化と人口の過密化がみられる。</li> <li>●世界遺産の中城城跡、勝連城跡及び座喜味城跡等の重要な文化財を有する。</li> <li>●広大な米軍施設・区域が都市計画に支障をきたし、航空機騒音や油流出事故等の基地公害が頻発する。</li> <li>●中部圏域は、古くから集落が発達し、都市化が進んでいるが、御嶽林や断層崖等に残された貴重な自然環境は、地域の人々の憩いの場やレクリエーション活動の場として重要な役割を果たす。</li> <li>●アカギ、オオバギ及びヤブニッケイ等の好石灰岩地性の森林植生が広く分布する。</li> <li>●北谷町やその他市町村の一部海域には、都市地区にありながらサンゴ群集が生息し、県内でも有数のダイビングスポットとなっている。</li> <li>●海岸景観等の自然資源を活かした観光産業が盛んである。</li> <li>●沖縄自動車道等の広域道路などの交通基盤の整備が進展している。</li> <li>●農業としてはサトウキビやキク、畜産業としては豚、肉用牛、乳用牛の生産が盛んで、水産業としては大型定置網漁やパヤオ、モズク、ヒトエグサ(アーサ)、海ぶどう、クルマエビ等の養殖が行われている。</li> <li>●人口集中に伴い、沿岸域の埋立が進行している。</li> </ul>
② 問 題 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過密化や土地利用の混在、住宅及び畜舎の隣接等による悪臭や騒音苦情の増加</li> <li>●主要幹線道路の交通渋滞、交差点における局所的・一時的な窒素酸化物濃度の上昇</li> <li>●基地による土地利用の制約</li> <li>●嘉手納飛行場や普天間飛行場周辺における航空機騒音の発生</li> <li>●油等流出事故による河川・海洋汚染、有害物質による土壌汚染等の基地公害</li> <li>●市街地における土地需要の高まりに伴う、樹木や緑地の減少</li> <li>●市街地の過密化、街路樹の生育不良、電信柱等による都市景観の悪化</li> <li>●畜舎排水、生活排水、事業場排水等による水質の悪化、川岸の人工化、農薬の流入等による水生生物の減少</li> <li>●河川の未整備区間等における集中豪雨等による浸水被害の多発</li> <li>●土砂災害発生のおそれのある区域の開発による地すべりや崖崩れの発生</li> </ul>



② 問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発事業や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>● 開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>● タイワンスジオ等の外来種による生態系の攪乱</li> <li>● 観光客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>● オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>● リサイクル対策や管理型処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増加等、廃棄物に関わる問題の発生</li> </ul>
③ 環境配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者等においては、規制基準を遵守するなど、騒音や悪臭発生の防止に努める。</li> <li>● エコドライブの実施や、可能な限り、公共交通機関の利用に努める。</li> <li>● より多くの米軍基地及び施設が存在していることから、より良い環境づくりに努めるとともに、基地から派生する環境問題の解決促進を図る。</li> <li>● 囲いを生け垣にする、庭に樹木を育てるなどして、身近な緑化に努める。</li> <li>● 御嶽林や断層崖等に残る貴重な自然環境を保全し、緑の少ない都市部における身近な緑との触れ合いの場の形成を図るとともに、街並や集落景観の維持、向上に努める。</li> <li>● 過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>● 浸水被害が多発している河川の未整備区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。</li> <li>● 汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>● 土砂災害発生のおそれのある区域の造成を行わない。このような区域に宅地を求めない。</li> <li>● 河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>● 都市近郊型農業の促進やエコファーマー等の育成により、環境保全型農業の拡大を通じて環境負荷低減を実現する技術の普及を促進し、生産・供給体制の整備を図る。</li> <li>● 生活環境保全のための森林整備を推進し、特用林産物の生産や需要喚起を図る。</li> <li>● オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>● 生態系の攪乱防止のため、タイワンスジオ等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の遺棄の防止に努める。</li> <li>● 廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> </ul>

### 4-3 沖縄島南部圏域

① 環境の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本圏域は、周辺離島を含め14市町村で構成され、近郊都市地域、農村・漁村地域、離島地域という多様な地域構造を有している。</li> <li>● 農業としてはサトウキビやキク、畜産業としては豚、肉用牛、乳用牛の生産が盛んで、水産業としては大型定置網漁やパヤオ、モズク、ヒトエグサ(アーサ)、海ぶどう、クルマエビ等の養殖が行われている。</li> </ul> <p>【沖縄島】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本県における政治や経済の中心である那覇市を中心に本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、高度な都市機能が集積する等、県内外の交流拠点となっている。</li> <li>● 沖縄自動車道等の広域道路やモノレールなどの交通基盤の整備が進展している。</li> <li>● 那覇市より南では、農村地域が広がる。</li> <li>● 平坦部が多くを占め、古くから開墾が行われてきたことや戦争による影響等により北部圏域と比較して自然林が少ないが、アカギ、オオバギ及びヤブニッケイ等の好石灰岩地性の森林植生が分布する。</li> </ul>
------------	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">① 環境の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 古くから集落が発達し、耕地化が進んでいるが、御嶽林や断層崖等に貴重な自然を残した自然環境は地域の人々に緑と触れ合う場、レクリエーション活動の場として重要な役割を果たしている。</li> <li>● 都市河川では、生活排水等については下水道等への接続により年々改善され、環境基準達成率は向上しているが、一部河川においては依然として生活排水等による汚濁がみられる。</li> </ul> <p>【周辺離島】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 島にのみ生息・生育する貴重な野生動植物を有する等、豊かな自然環境が残されており、島の周辺にはサンゴ礁が発達する。</li> <li>● 大東諸島や粟国・渡名喜島では農林水産業が盛んであり、慶良間諸島ではダイビングやホエールウォッチング等の海洋レジャー観光、久米島では農林水産業と観光産業が主に進められており、各島の特徴がみられる。</li> <li>● 地形は各島で異なるが、低島が多く、低地部はサトウキビ畑等の耕作地として利用されている。</li> <li>● 山地部にはリュウキュウマツ林の代償植生の他、一部離島の限られた場所ではイタジイ-オキナワウラジロガシ林がみられる。海岸付近や断崖に自然植生をもつ島が多く、島ごとに特徴的な群落を有している。</li> <li>● 特に隆起サンゴ礁からなる低島では内陸部のほとんどが代償植生で占められ、自然林は御嶽、断層崖に僅かにみられる。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">② 問題点</p>	<p>【沖縄島】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 過密化や土地利用の混在、住宅及び畜舎の隣接等による悪臭や騒音苦情及び那覇空港周辺における航空機騒音の発生</li> <li>● 主要幹線道路の交通渋滞、交差点における局所的・一時的な窒素酸化物濃度の上昇</li> <li>● 土地区画整理事業未実施の既成市街地における過密化</li> <li>● 土地利用の高度化によるオープンスペースや街の緑の減少</li> <li>● 歩道の未整備や生活道路への通過車両の進入による歩行空間の安全性の低下</li> <li>● 観光客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>● 街と調和しない構造物の建築等による景観への影響</li> <li>● 畜舎排水、生活排水、事業場排水等による水質の悪化、川岸の人工化、農薬の流入等による水生生物の減少、親水性の低下</li> <li>● 開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>● 開発事業や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>● 埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> <li>● 河川の未整備区間等における集中豪雨等による浸水被害の多発</li> <li>● 施肥等による地下水中の硝酸態窒素濃度の上昇</li> <li>● 土砂災害発生のおそれのある区域の開発による地すべりや崖崩れの発生</li> <li>● リサイクル対策や管理型処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増加等、廃棄物に関わる問題の発生</li> <li>● グリーンアノール等の外来種による生態系の攪乱</li> <li>● 国場川河口域におけるマングローブ分布域の急激な拡大と底質の変化、それに伴う底生生物の変化や水鳥類の減少</li> <li>● 自然との触れ合い活動の場の減少</li> </ul> <p>【周辺離島】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リゾート開発等による自然の改変、観光客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>● 開発事業や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>● 埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> </ul>

<p>② 問 題 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>● 外来種による生態系の攪乱</li> <li>● リサイクル対策の停滞や不法投棄の増加による環境悪化、廃棄物処理施設の未整備に伴う本島への多額の輸送費や処理費用等の課題</li> </ul>
<p>③ 環 境 配 慮 事 項</p>	<p>【沖縄島】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活に支障をきたす騒音や悪臭を出さないよう、近隣に配慮した生活や事業活動を心がける。</li> <li>● 囲いを生け垣にする、庭に樹木を育てるなどして、身近な緑化に努める。</li> <li>● 御嶽林や断層崖等に残る貴重な自然環境を保全し、緑の少ない都市部における身近な緑との触れ合いの場の形成を図るとともに、街並や集落景観の維持、向上に努める。</li> <li>● エコドライブの実施や、可能な限り、公共交通機関の利用に努める。</li> <li>● 汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>● 琉球石灰岩等が分布する区域での汚水の地下浸透や必要以上の施肥を自粛する。</li> <li>● 土砂災害発生のおそれのある区域の造成を行わない。このような区域に宅地を求めない。</li> <li>● 過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>● 浸水被害が多発している河川の未整備区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。</li> <li>● 河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>● 生態系の攪乱防止のため、グリーンアノール等外来種の駆除・防除やペット類（犬・猫等）の遺棄の防止に努める。</li> <li>● マングローブ林の適切な管理により底生生物や水鳥等の減少阻止に努める。</li> <li>● 廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> <li>● 歩行者の安全性の向上を図るため、歩道の設置など生活道路の整備を促進し、良好な生活環境の確保を図る。</li> </ul> <p>【周辺離島】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>● 開発等の実施にあたっては、島の環境容量(キャリングキャパシティ)に見合った開発が実施されるよう配慮し、貴重な野生動植物が生息・生育する区域では自然環境の保全に十分に配慮する。</li> <li>● 観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li> <li>● 河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>● オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>● 生態系の攪乱防止のため、外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。</li> <li>● 廃棄物は、循環的な利用により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> <li>● 生物多様性に配慮した河川改修による河川生態系の再生に努める。</li> <li>● 観光客の理解増進とマナー向上によるサンゴ礁生態系劣化の回避に努める。</li> <li>● 赤土等の流出によるサンゴ礁生態系や藻場等への影響の回避に努める。</li> <li>● 島の自然、暮らしと共存し続ける農業の展開に努める。</li> </ul>

#### 4-4 宮古圏域

<p>① 環境 の 特 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本圏域は、2市村で構成され、農地に囲まれた陸域や美しい砂浜・サンゴ礁の広がる沿岸域を持つ自然環境となっている。</li> <li>●復帰以降各種の開発が進み、他圏域と比較して自然環境が著しく変化している。</li> <li>●宮古島と伊良部島や多良間島等の島々で構成され、概ね平坦な地形にあり、農地としての土地利用が進み、森林が少ない。</li> <li>●旧平良市の既成市街地に島人口の約半数が集中し、過密化しているが、それ以外の区域では農村集落を形成している。</li> <li>●近年、地域の基幹産業として観光・リゾート産業の振興が図られている。</li> <li>●島の水資源である地下水中の硝酸態窒素濃度が高い傾向にある。</li> </ul>
<p>② 問 題 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>●人口が密集した既成市街地における生活環境の悪化</li> <li>●市街地以外や各島々においては、農地が広がる田園風景にあるが、土地利用が進んでいくことで山林及び原野が少ない状況にある。</li> <li>●地下水中の硝酸態窒素濃度の上昇や農薬等による地下水汚染の懸念</li> <li>●観光客の増加に伴う環境負荷の増大</li> <li>●埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> <li>●諸開発地や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>●オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>●ニホンイタチ等の外来種による生態系の攪乱</li> <li>●リサイクル対策の停滞や不法投棄の増加による環境悪化、廃棄物処理施設の未整備に伴う本島への多額の輸送費や処理費用等の課題</li> </ul>
<p>③ 環 境 配 慮 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発等にあたっては、島の環境特性を踏まえ、自然環境の保全に十分配慮する。</li> <li>●既成市街地における公共下水道や道路等生活環境基盤の整備を図り、生活環境の改善に努める。</li> <li>●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>●防風・防潮林等の森林整備や緑化の推進により景観の維持、向上や森林の造成に努める。</li> <li>●地下水の保全を図るため、汚水の地下浸透や必要以上の施肥を自粛する。</li> <li>●オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>●観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li> <li>●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>●生態系の攪乱防止のため、ニホンイタチ等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の遺棄の防止に努める。</li> <li>●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> <li>●関係機関と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や適正処理の指導に努める。</li> </ul>

## 4-5 八重山圏域

<p>① 環境の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本圏域は、3市町で構成され、県内最高峰の於茂登岳や美しいサンゴ礁を有する沿岸域など多様性に富んだ自然環境となっている。</li> <li>●日本の最西端にある与那国島が含まれている等、本県の最も南西に位置する圏域にあり、亜熱帯性の植生を有している。</li> <li>●我が国最大規模のマングローブ林や石西礁湖などのサンゴ礁等の活力に満ちた自然環境を有することを背景に、石垣島、西表島などの島々及び海域が、西表石垣国立公園に指定されている。</li> <li>●西表島では、広大な原生林やマングローブ林等を有し、イリオモテヤマネコを頂点とする生物多様性豊かな生態系が形成されていることなどを背景に世界自然遺産推薦地となっている。</li> <li>●野生動物では、イリオモテヤマネコをはじめとして、ヤエヤマコキクガシラコウモリ、カンムリワシ、ヨナグニカラスバト、セマルハコガメ等多数の貴重種が生息している。</li> <li>●各島々の周辺海域にはサンゴ礁が発達し、300種を超える造礁サンゴが分布するなど多様な生物が生息している。</li> <li>●西表島の北方に位置する尖閣諸島は、魚釣島等を含む8島しょから構成される。固有種の動植物が確認されているだけでなく絶滅危惧種も数多く存在し、生物地理学上、諸島の成因なども含め、種の多様性を論ずるうえで亜熱帯の標識地としての価値が高い。付近海域は好漁場であるため、それを餌とする海鳥の生息地となっており、文献では過去の調査においてアホウドリやアジサシ類が確認されている。また、特に魚釣島では人為的に持ち込まれたヤギが野生化し、採食圧や踏圧による植生や生物相への影響も懸念されている。</li> <li>●社会的には、石垣島の既成市街地やその周辺部に人口が集中し、そのほかの区域においては農村集落を形成しており、石垣島以外の島では過疎化が進行している。</li> <li>●開発等による貴重な野生動植物への影響や生態系攪乱の懸念</li> <li>●下水道等の污水处理施設の整備が遅れている。</li> <li>●観光客の増加に伴う環境負荷の増大</li> </ul>
<p>② 問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、サンゴ礁、干潟及び藻場等の減少、沿岸・海洋生態系の有する様々な機能への影響</li> <li>●諸開発地や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁</li> <li>●オニヒトデの食害等によるサンゴ礁生態系の衰退</li> <li>●インドクジャク等の外来種による生態系の攪乱</li> <li>●自動車による動物の交通事故や、側溝における動物の転落死の増加</li> <li>●リサイクル対策の停滞や不法投棄の増加による環境悪化、廃棄物処理施設の未整備に伴う本島への多額の輸送費や処理費用等の課題</li> </ul>
<p>③ 環境配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。</li> <li>●御嶽林や屋敷林を保全して景観の維持、向上に努める。</li> <li>●市街地における下水道の整備を促進し、市街地の外縁化に合わせて土地区画整理事業を実施するなど、快適な居住環境の形成を図る。</li> <li>●污水处理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。</li> <li>●オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。</li> <li>●環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。</li> <li>●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。</li> <li>●野生動物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。</li> <li>●生態系の攪乱防止のため、インドクジャク等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の遺棄の防止に努める。</li> <li>●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。</li> </ul>